

# 身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人

たんぽぽの丘

たんぽぽの丘

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 事業所としての理念

#### ①身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。**たんぼぼの丘**は利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全で過ごしやすい状態が確保されるような仕組みを作り、事業所を運営します。身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ②身体拘束に該当する具体的な行為

- ・歩き回らないように家具に体幹や四肢を紐等で縛る
- ・飛び出さないように部屋の鍵をかける
- ・急に動かないように立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣や、おしめの脱着を制限するために、つなぎ服等を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために家具に体幹や四肢を紐等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬などを過剰に服用させる

#### ③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も拘束解除に向けて取り組みます。

### (2) 事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くように努めます。

#### ① 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束リスクを除きます

利用者一人一人の特徴を日々の状況から理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

#### ② 管理者や正職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます

管理者・児童発達支援管理責任者・正職員等が率先して事業所内外の研修に参加するなど事業所の知識や技術が向上する仕組みを作ります。

特に他害行動については事業所全体で習熟に努めます。

#### ③ 身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います

ご家族と利用者にとって安心・安全で過ごしやすい状態が確保されるように話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます。

## 2 身体拘束等適正化のための体制

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束適正化検討委員会（委員会）を設置し、本事業所で身体拘束適正化を目指すための取組等の確認・改善を検討します。委員会は半年に一回

の頻度で開催します。

(2) 委員会の構成員

代表理事・理事・管理者・児童発達支援管理責任者で構成します。

(3) 構成員の役割

招集者は各事業所の管理者とします。

記録者は出席者の中で決定します。

(4) 委員会の検討事項

① 前回の振り返り

② 3要件（切迫性・非代替性・一時性）の再確認

③ 身体拘束を行っている利用者がいる場合

3要件の該当状況を具体的に検討し、リスクを評価します。

拘束の介助に向けて検討します。

④ 身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合

3要件の該当状況、代替案について検討します。

⑤ 今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合

今後、医師・ご家族等との意見調整の進め方を検討します。

⑥ 意識啓発や予防等、必要な事項の確認、見直し

⑦ 今後の予定（研修会・法人全体研修会）、次回の委員会日程の確認

⑧ 今回の議論のまとめと共有について確認

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、適正に作成・説明・保管します。

また、委員会の結果について、事業所内の支援員等に周知徹底します。

① 議事録の様式

下記の項目を必ず明記すること

1、開催日時

2、参加者

3、議題（上記（4）の①～⑧）

3 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため支援員、その他職員について年に1回定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者・実施日・実施場所・研修名・内容を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

切迫性・・・利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・・身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体拘束が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

利用者の様態を踏まえ、委員会で身体拘束の必要性を判断した場合、限定した期間で身体拘束を実施しますが、拘束の実施後も様態等を参考にしながら委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者・ご家族へ説明し書面で確認を得ます。

拘束が必要となる理由

拘束の方法（場所・行為・部位・内容）

拘束の時間帯及び時間

特記すべき心身の状況

拘束開始及び解除の予定

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の様態を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認を行います。

6 利用者、利用者家族、関係者による本指針の閲覧

本指針は本事業所で使用するマニュアルに綴り、職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所の掲示や法人ホームページへ掲載します。

令和4年9月30日

身体拘束適正化 対応フロー図

